

## 奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくりワーキング開催要領

### (目的)

第1条 本市における八条・大安寺周辺地区まちづくり推進を目的として、外部の視点から意見又は助言を求めため、奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくりワーキング（以下「ワーキング」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見等を求める事項)

第2条 ワーキングにおいて意見又は助言を求め事項は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりコンセプトに関すること。
- (2) 事業化検討に関すること。
- (3) 事業化検討方策に関すること。
- (4) その他まちづくりに必要な検討に関すること。

### (参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、ワーキングへの参加を求めものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は原則として同一の者に継続してワーキングへの参加を求めものとする。

### (運営)

第4条 ワーキングの参加者は、その互選によりワーキングを進行する座長を定めるものとする。

2 座長は、座長が行う進行を代理するものとして副座長を指名することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、ワーキングに関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。

### (ワーキングの非公開)

第5条 ワーキングの会議は非公開とする。

### (守秘義務)

第6条 参加者は、会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。参加者を退いた後も同様とする。

### (施行の細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキングに関し必要な事項は、市長が定める。

### (庶務)

第8条 ワーキングの庶務は、JR新駅周辺整備推進課において処理する。

### 附 則

この要領は、令和2年9月4日から施行する。